

平成 27 年 12 月 16 日開会
平成 27 年 12 月 17 日閉会

平成 27 年
第 4 回定例会会議録
(2 日目)

小豆島町議会

開議 午前10時59分

○議長（森口久士君） 皆さんこんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

昨日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

会議に入ります前に、字句の訂正の申し出があります。事務局長。

○議会事務局長（谷部達海君） 議会提出議案の中で、字句の訂正がありますので、訂正をお願いしたいと思います。

議会提出議案の3ページ、各委員会への付託予定議案の最下段、請願第4号「安保障関連2法」となっておりますけれども、「安全保障関連2法」ということで、2つ目の「保」を「全」に変えていただきたいと思います。

それから、25ページ、同様の誤りでございまして、請願文書表の中ほどにあります請願第4号、ここも「安保障関連2法」となっております。これも「安全保障関連2法」に訂正をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。以上です。

○議長（森口久士君） 本日の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、皆様のご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午前11時00分）

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第71号、議案第72号、請願第2号、請願第3号及び請願第4号に対する総務建設常任委員会審査報告

○議長（森口久士君） それでは、日程第1、議案第71号、議案第72号、請願第2号、請願第3号及び請願第4号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題といたします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。谷委員長。

○総務建設常任委員長（谷 康男君） 小豆島町議会議長森口久士殿。総務建設常任委員会委員長谷康男。

委員会審査報告書。

本委員会は、12月16日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定

したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成27年12月17日。

2. 審査の経過。担当課の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

議案第71号小豆島町農業委員会の委員等の定数条例について。

議案第72号小豆島町農業委員会の委員の任命要件について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

請願第2号「所得税法第56条の廃止」の意見書採択をもとめる請願書。

請願第3号T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願。

請願第4号安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書に関する請願。

不採択と決定した。以上。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第71号、議案第72号、請願第2号、請願第3号及び請願第4号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第71号、議案第72号、請願第2号、請願第3号及び請願第4号に対する討論及び採決

○議長（森口久士君） それでは、日程第2、議案第71号、議案第72号、請願第2号、請願第3号及び請願第4号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第71号小豆島町農業委員会の委員等の定数条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号小豆島町農業委員会の委員等の定数条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第72号小豆島町農業委員会の委員の任命要件について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号小豆島町農業委員会の委員の任命要件については委員長報告のとおり可決されました。

次、請願第2号「所得税法第56条の廃止」の意見書採択をもとめる請願書について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私は、請願第2号について反対の立場で意見を述べたいと思います。

憲法の納税義務を踏まえ、みずからが税法に従って取得金額と税額を正しく計算し、納税する申告制度において、所得税法第56条は世帯内で行える恣意的な所得分割を防止するため、個人事業主が生計を一にする親族に支払う給料等が必要経費に算入できるとの規定であります。

しかしながら、白色、青色の申告制度を活用することにおいて、一概に配偶者やその親族が事業に従事したとき、対価の支払いを認めないということにはならず、またそのことにより、事業の後継者不足を招き、家族従業者の人格権、労働を不当に評価しているとは言えません。よって、請願第2号の採択については反対いたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、請願第2号「所得税法第56条の廃止」の意見書採択をもとめる請願書に賛成の立場で討論を行います。

日本の経済を根底で支えている中小業者の経営は、大半が事業主と家族の労働によって成り立っていますが、その家族従業員が果たす社会的役割を大事にするどころか、権利を踏みじり、経済的な損失を与えてきたのがこの56条です。

総務省の労働力調査でも明らかなように、家族従業員のうち8割が女性であるということを見れば、この問題は女性の問題としても大変重要な問題です。家族従業者の給料を必要経費として認めない56条は、明治時代の家父長制度の名残であり、日本国憲法にも女性差別撤廃条約にも反する人権侵害の差別的規定です。この廃止を求めることは、家族従業者が人間らしく生きるための当たり前の要求であるということを申し上げます。

国は、青色申告なら必要経費に算入することが認められている、所得を分割して税負担の軽減を図ることを防止するとしていますが、このことは3つの矛盾点があると思います。

1つは、法律の一つにすぎない所得税法がなぜ人が実際に労働したという事実を否定することができるのかということです。56条の最大の矛盾は、家族従業員の給与を経費として認めないこと、すなわち実際に働いている人の正当な給与を税法上否定していることにあります。人が働いたら、その労働にふさわしい給与を受け取るのは当然のことです。しかし、56条のもとでは妻の場合、事業専従者控除額86万円だけ、その他親族の場合は50万円だけしか認めないというのはおかしな話です。

2つ目は、なぜ青色申告なら家族従業員の給与を経費に認めるのかということです。青色申告にすれば、家族従業員の給与を経費に認めると言われておりますが、青色申告制度とは一定の帳簿処理を備えつけて記帳したものに対し、税制上の各種の特典を与えようというもので、56条の例外として家族従業員の給与を必要経費に認めています。そもそも、実際行われた労働について、青色か白色かという申告形式の違いで給料と認めるか認めないとか勝手に判断すること自体、問題だと思います。

さらに、56条の目的と青色申告なら認めるという例外規定には、全く整合性はありません。国によれば、56条の目的は中小業者が家族に給与を支払うことを利用して、意図的に所得分割を行え、納税額を低くするのを防止することにあります。もちろん、労働の実態がないのに家族へ給与を支払ったことにするなどあってはならないことです。しかし、56条はこういう一部の意図的、脱法的な所得分割を防ぐために、実際真面目に働いている家族の給与まで全て規定してしまっているのです。

3つ目に、記帳が条件というなら、白色申告者も1984年から記帳義務となっているということです。これまでも、白色申告者でも年間所得が300万円を超える場合は記帳と記録の保存義務が課されています。さらに、今年から事業所得等のある全ての、昨年からでした、全ての事業主に義務づけられることになりました。もし、白色と青色では記帳義務の精密さが違うというのであれば、特別控除など別の特典で配慮すべきで、人の給料など税

法上の人格にかかわることで差をつけるべきではありません。

また、これは単なる自営業者の待遇改善という点にとどまらない点です。家族従業者の8割が女性である点や、白色申告というだけで国民健康保険に傷病手当や出産手当が支給されない点などを踏まえ、国連の女性差別撤廃委員会からも異議が出されています。つまり、所得税法第56条は人権問題でもあります。主要国では、家族従業者にきちんとお給料を支払い、事業経費として控除されることは当然です。こうした当たり前の方向をつくり出していくためにも、この意見書への賛同を求めて賛成討論といたします。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定されました。

次、請願第3号T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私は、請願第3号について反対の立場で意見を述べたいと思います。

環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるT P Pは、環太平洋地域のうち12カ国による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定であり、かつてない規模の経済圏をカバーしたもので、人口8億人規模の巨大な市場が創出されると言われています。

この協定により、海外からの安い農産物の輸入による日本農業へのダメージや遺伝子組み換え食品や残留農薬等、食の安全に対する懸念などの声がありますが、11月25日のT P P総合対策本部で決定されたT P P関連政策大綱の中で、T P P効果を経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、T P Pの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにしており、例えば農業に関しては、攻めの農林水産業への転換や重要5品目に対する安定、安全供給のための備え、また食の安全・安心に対しては輸入食品の監視指

導体制の強化、残留農薬、食品添加物等の規格基準の策定の推進など対策を行われていることから、本請願の提出に関しては反対するものであります。よって、請願第3号の採択には反対いたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、請願第3号TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願に賛成の立場から討論を行います。

TPPについて協議していたアメリカ、日本など12カ国は協定を大筋で合意したと発表しました。協議では、懸案となっていた医薬品のデータ保護期間や乳製品の市場開放、自動車の原産地規制などでも合意したといえます。大筋合意の内容は、TPPは農業、雇用、医療、保険、食品安全、知的財産権など地域経済と国民の生活、営業に密接にかかわる分野で、国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、断じて容認できるものではありません。

日本は、アメリカなどとの交渉で、牛豚肉、乳製品や主食である米についてまで大幅な市場開放を受け入れました。政府は、ひそかに守秘義務契約に署名し、日本政府の提案も交渉相手国からの要求も一切明らかにせず、まさに国民の目から隠れて徹底した秘密交渉を行ってきました。

今回の大筋合意で、日米2国間の協議では、米国産の米を対象に年7万トンの無関税輸入枠を新設するとともに、ミニマムアクセスの年77万トンの枠内で米国産の米の輸入を現状の36万トン程度より実質的に年5万トン増やし、かつオーストラリア産米も年8,400トンの無関税輸入枠を設けるといいます。さらに、豚肉は関税を10年で低価格帯を10分の1に、高価格帯は段階的にゼロにするとし、乳製品でもバター、脱脂粉乳などで生乳換算7万トンもの輸入の特別枠の創設をするなど、文字どおり大幅譲歩です。重要農産品の聖域は守るとしてきた自民党の公約も国会決議にも違反するものです。これにより、日本が関税をかけている9,018品目のうち約95%の関税が撤廃されることがわかり、2013年の国会決議を守れば撤廃される品目の割合が93.5%であったものが、交渉の結果、関税をなくす品目が増えたとの報道もあります。また、完全撤廃を原則にするといいながら、自動車の関税は日本がゼロなのにアメリカ自身は25年間にわたって関税を維持するという不公平な屈辱的内容です。

安倍政権が大筋合意をしても、TPP交渉が決着したわけではなく、これから協定文書の作成と調印、各国との批准、国会承認などの段階があります。これまで、農家や農業団体だけでなく、労働組合や市民団体など広範な国民がTPPに強く反対し、撤廃を求めて

おります。本議会でも、平成23年にT P Pへの参加に慎重な対応を求める意見書を採択しております。これが踏みにじられた今、T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める意見書を採択することは本町議会の町民に対する責任だと考えます。町民の暮らしと地域を守るために、本意見書への賛同を心よりお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。8番森議員、通告がありませんので、今後気をつけるように。

○8番（森 崇君） このT P P問題については、山田さんという方が農林大臣しよった方の本が出とんですけど、その中には日本の農業の耕作面積の1,800倍がオーストラリアと、だからもう桁が違うということが一つです。

それから、多面的機能とよく言われます。農業を守ることによってやけど、1俵の値段じゃなくて、景色とか段々畑はダムの役割とか、いろんな多面的機能がいっぱいあると、農業は。ですから、農業を守るということについては日本を守ると同じじゃないかというふうに思います。ですから、やっぱりこのことを通してあげる、日本全体を考えると、このT P Pの問題は大いに問題があるというふうに思います。失礼しました。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立少数です。よって、請願第3号は不採択とすることに決定されました。

次、請願第4号安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書に関する請願について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私は、請願第4号について反対の立場で意見を述べたいと思います。

戦争のない平和な子育て社会の実現は世界共通の願いであり、我が国も日本国憲法のも

とで平和国家として歩んできました。

このたび、平和安全法制は我が国を取り巻く厳しい安全保障環境の中で、我が国の平和と安全を守るために、日米間の安全保障・防衛協力を強化するとともに、国際社会の平和と安全のために平和協力活動に参加できるようにするものです。

今回の平和安全法制は、我が国の安全保障をより盤石にするためであり、戦争をする国づくりを目的とするものではないと思います。恒久的に戦争のない国際社会の実現や国民の平和な暮らしを守るため、必要な法整備が行われるものと思いますので、憲法に違反するものではなく、法案に反対をする必要はないと思います。よって、請願第4号の採択については反対します。

○議長（森口久士君） 訂正しますか。

○5番（谷 康男君） 訂正します。

憲法に違反するものではなく、この法に反対する必要はないと思います。よって、請願第4号の採択については反対します。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、請願第4号安全保障関連2法の廃止を求める意見書に関する請願の採択に賛成する立場から討論を行います。

請願に賛成する第1の理由は、安全保障関連法が憲法9条をじゅうりんする戦後最悪の違憲立法だからです。憲法9条は、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動する戦争と武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する、第2項では前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めないと明確に定めています。そして、日本は戦後70年間、この立場を守ってきたのです。ところが、安全保障関連法は集団的自衛権行使という海外でのむき出しの武力行使の危険があることが重大なだけでなく、戦闘地域での自衛隊のアメリカ軍への後方支援としての兵たん活動を行うこと、またPKO、国連平和維持活動の改定によって駆けつけ警護も可能になるなど、どれも戦争行為であり、憲法違反です。このことは、6月の衆議院憲法審査会で立憲主義をテーマに招かれた早稲田大学の笹田栄司教授が、安全保障関連法は従来の政府の憲法解釈を踏み越えてしまったので憲法違反と発言、慶應大学の小林節名誉教授は仲間を助けるために海外に戦争に行くというのは憲法9条、とりわけ無効、違反だと発言、さらに自民党推薦で意見を述べた早稲田大学の長谷部恭男教授も集団的自衛権行使が許されるという点は憲法違反とするなど、憲法学者3氏がそろって安全保障関連法は憲法に違反するとの判断を示したこと

でも明らかです。

その後も、国会での参考人質疑等に参加した内閣の憲法解釈の中心を担った元法制局長官の宮崎礼壹氏は、集団的自衛権行使容認は従来の政府見解とは相入れない。今回の法案は憲法9条に違反し、速やかに撤回すべきだと主張、また山口繁元最高裁長官からも集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と厳しく指摘されたのです。さらに、世論調査でも、国民の過半数が憲法違反と答えているのです。安全保障関連法は憲法違反であることは明確です。

第2の賛成理由は、安全保障関連法の成立が民主主義に反するからです。安倍内閣が安全保障関連法を閣議決定した4月14日、サラリーマンや学生、女性たち5,000人が9条を壊すな、共同の力で戦争法案を阻止しようの声で国会周辺を囲みました。そして、6月からは学生組織シールズが戦争法案に反対する国会前の金曜日定例抗議行動をスタートさせ、若者の組織は全国12カ所に広がり、抗議行動の先頭に立っています。その後、誰の子どもも殺させないと立ち上がったママたちの会や戦争法案に反対する女性のレッドアクション、集団的自衛権の行使容認に反対する学者などをつくる立憲デモクラシーの会は、安保法制関連諸法案の撤回を求める声明を発表、また戦争する国へ進む安全保障関連法案に反対しますのアピールを公表した学者の会は、11月現在、賛同者が1万4,241人に発展しています。こうした運動の高まりの中、どの世論調査でも6割の国民が反対、8割の国民が説明不十分と答えていたのです。全国の399の地方自治体からも反対、廃止、慎重審議を求める意見書が可決されました。

そして、安全保障関連法成立後も廃止を求める国民の運動は発展しています。14の自治体が廃止の意見書を得ているのに加え、戦争法が強行採決された19日、抗議行動は北海道から沖縄まで全国各地で取り組まれ、国会正門前には9,500人が参加し、野党5党の代表も挨拶しました。さらに、戦争させない・9条を壊すな！総がかり行動実行委員会の29団体が呼びかけた戦争法の廃止を求める統一署名は2,000万人を目標に取り組みられています。こうした国民の声を無視し、民主主義を否定することを認めることはできません。

第3に、安全保障関連法によって、日本の自衛隊が戦後初めて外国の人を殺し、戦死者を出す現実の危険が切迫していることです。安全保障関連法の最初の具体化として、アフリカの南スーダンの国連平和維持活動、PKOに派兵されている自衛隊の任務の拡大が進められようとしています。少年兵を自衛隊が撃ってしまったら取り返しがつきません。さらに、ISへの空爆が強化されている中、この空爆への自衛隊の軍事支援について、政府は政策判断としてやらないと言いながら、この法律で参加が可能になることを認めまし

た。アメリカから軍事支援を昨年求められ、法律がないと断りましたが、法律ができた現在、要求されたら日本が参加することになるのです。平和憲法を踏みにじって、若者を殺し殺される戦闘地域に送り出すことは絶対にできません。

最後に、平和をどうやって守るのかということで、委員会で意見が出ておりましたので、少しご紹介したいと思います。これは、共産党の提案ですけど、北東アジアには北朝鮮の核兵器問題、尖閣諸島問題の紛争問題とともに、歴史問題をめぐる対立と相互不信が存在しています。今日の情勢のもとで、北東アジアに平和的環境をつくる外交努力を追求することが緊急で重要な課題であり、東南アジアで発展している平和の地域共同体を北東アジアでも構築しようというのが提案であります。軍事的手段、軍事的抑止力に専ら依存した安全保障という考え方から脱却し、対話と信頼醸成、紛争の平和的解決など平和的アプローチで安全保障を追求する平和的安全保障という新しい考え方に立ち、軍拡から軍縮への転換を目指し、平和の地域共同体を北東アジアでもつくるために努力をしていきたいと思っております。

以上、日本が戦後70年間、戦争をする国にならず、殺し殺されることがなかったのは憲法の平和原則を国民が守り抜いてきたからです。安全保障関連法を廃止し、立憲主義と民主主義を取り戻すために本請願を採択し、町議会として意見書を提出することを呼びかけて討論を終わります。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立少数です。よって、請願第4号は不採択とすることに決定されました。

~~~~~

日程第3 議員派遣について

○議長（森口久士君） 次、日程第3、議員派遣についてを議題とします。

今期定例会閉会中に議員派遣の申出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第119条の規定により議会の議決を得

ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森口久士君） 次、日程第4及び日程第5の閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第4及び日程第5を一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

これをもちまして平成27年第4回小豆島町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員